

2014年条約勧告適用専門家委員会
ILO第100号条約ダイレクト・リクエスト（抄）

（厚生労働省国際課仮訳）

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約
1951年（第100号）

日本（批准：1967年）

委員会は、政府に対して、非正規労働者を対象に含む統計を含め、公共部門及び民間部門における性別による賃金格差に関する統計情報を提供するように求める。

委員会は、政府に対して、男女雇用機会均等法施行規則の改正の詳細及びそれが性別による賃金格差を縮小することに及ぼす影響について情報を提供すること、並びに報酬に関するあらゆる形態の間接差別から効果的に保護することを確保する方法を示すことを求める。委員会は、再度、政府に対して、社会保障給付に関する間接差別を禁止するために検討が行われているかどうかを示すように求める。

委員会は、政府がこの点に関してILOの技術支援を利用することができることを想起し、政府に対して、労働者、使用者、それらの団体及び一般市民の間における意識向上の活動に関する情報を含め、同じ職務又は実質的に同じ職務であることを超えて報酬を比較することの可能性を確保するため、民間部門及び公共部門の双方において客観的な職務評価を促進し、策定するためにとられた措置に関する情報を提供するように求める。

委員会は、政府に対して、労働基準法第4条に違反した場合において、その違反の性質、労働基準監督官により行われる指導の内容、労働基準監督官により命じられる矯正のための活動について詳細な情報の提供を継続するように求める。また、再度、政府に対して、労働監督に関する情報、特に、その性質は異なるが、それにもかかわらず同一価値であるような職務に従事する男女の賃金差別の事例を特定できるようにするため、労働基準監督官に与えられる具体的な手法及び指導に関する情報を提供するように求める。

2013年条約勧告適用専門家委員会
ILO第122号条約ダイレクト・リクエスト（抄）
（厚生労働省国際課仮訳）
雇用政策に関する条約、1964年（第122号）

日本（批准：1986年）

委員会は、政府に対して、次回の政府報告において、労働市場の二元性を緩和するために社会的パートナーと協議をして実施された措置に関する情報を提供するよう要請する。これらの措置が非正規労働者に生産的かつ永続的な雇用の機会をもたらしているか否かを示すこれらの措置の結果に関する情報も含めていただきたい。

委員会は、政府に対して、女性の雇用及び男女の雇用機会の均等を促進するためにとられた政策及び措置の影響に関する情報を提供するよう要請する。また、条約第1条（2）（c）で定められる条件のもとで、職業選択の自由があること、及び労働者が技能を習得し、及びそれを活用するための可能な最大限の機会を有することを確保するため、性別に基づくキャリア・パスの仕組みを廃止するためにとられた取組に関して、統計データを含め、情報の提供を継続していただきたい。

委員会は、政府に対して、若者が持続的な雇用を見つける機会を増やすためにとられた措置に関する情報並びにこれらの措置の実施及び結果に関する統計データを提供するよう要請する。

委員会は、政府に対して、高齢労働者の生産的な雇用の機会を促進することを目的とする措置に関する情報並びにこれらの措置の実施及び結果に関する統計データを引き続き含めるよう要請する。

2014年条約勧告適用専門家委員会
ILO第122号条約ダイレクト・リクエスト（抄）
（厚生労働省国際課仮訳）
雇用政策に関する条約、1964年（第122号）

日本（批准：1986年）

委員会は、政府に対して、この点に関する意見を提供するよう要請する。

2012年条約勧告適用専門家委員会
ILO第131号条約ダイレクト・リクエスト（抄）

（厚生労働省国際課仮訳）

開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約、
1970年（第131号）

日本（批准：1971年）

委員会は、政府に対して、更なる進展について事務局に通知し続けること、及び法律改正が採択された時点で法律改正の詳細な説明を提供することを求める。

委員会は、政府に対して、日本労働組合総連合会の意見に対し意見を述べることを希望する場合には、当該意見を送付するよう要請する。

2012年条約勧告適用専門家委員会
ILO第156号条約ダイレクト・リクエスト（抄）

（厚生労働省国際課仮訳）

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約、
1981年（第156号）

日本（批准：1995年）

委員会は、政府に対して、仕事と家族的責任の調和を促進するため、行動計画を採用している企業の範囲に関する情報及びこれらの行動計画で定められる措置の種類に関する情報を含め、次世代育成支援対策推進法の実際の適用状況に関する情報の提供を継続するよう求める。また、政府に対して、新たな「日本再生戦略」、「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が条約の適用に及ぼす影響を示すよう求める。

委員会は、政府に対して、家族的責任を有する労働者への給付の割合に関して行われた調査又は検討についての情報を提供するよう求める。また、休暇の権利の受益者の数に関する性別により分類した統計情報等、実際の休暇の権利に関する情報の提供を継続するよう求める。

委員会は、政府に対して、保育所への入所のために待機している児童の数を減らすため、家族的責任を有する全ての労働者に対して開かれた保育サービス及び施設を発展させるために地方自治体並びに民間部門及び公共部門の利用者によってとられた措置を含め、保育・介護のサービス及び施設の数及び内容に関する情報を引き続き提供するよう求める。

委員会は、政府に対して、重要な成果を達成するため、家族的責任を共有することについての男性の参加が少ないことの根本的な原因に取り組むための努力を継続することを奨励する。また、政府に対して、「イクメンプロジェクト」等の意識向上の活動を含め、特に男性による育児休業の取得を促進するためにとられる措置の影響に関する情報を提供するよう求める。

委員会は、政府に対して、家族的責任を有する労働者に関する問題を含め、裁判所、都道府県労働局長又は両立支援調停会議によって扱われた事例又は紛争、及び達成された結果に関する情報の提供を継続するよう求める。